

埼玉バーチャル観光大使を活用した周遊企画実施業務仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉バーチャル観光大使を活用した周遊企画実施業務

2 委託期間

契約日から令和7年1月31日（金）まで

3 目的

埼玉バーチャル観光大使（以下、「観光大使」という。）として活動するバーチャルYouTuber（以下、「VTuber」という。）を活用し、県内への誘客及び周遊を促進させることを目的とする。

4 実施イメージ

- (1) 周遊企画の地点（以下、「スポット」という。）を設置し、スポットを周遊させる企画を実施する。
- (2) スポットには二次元コードを掲載したポスターやポップ等を設置し、来場者が二次元コードを読み取ることにより、ちょこたび埼玉 YouTube チャンネルの限定公開動画を視聴できる仕組みを講じること。
- (3) 複数のスポットを周遊することで、賞品が当たる抽選キャンペーンに応募できる仕組みを講じること。
- (4) 応募フォームは県の電子申請システムを使用することとし、応募フォームの制作費及び賞品の発送に係る費用は委託費に含まない。
- (5) ラリー企画の実施期間は令和6年9月1日（日）から令和7年1月13日（月）までとする。

5 委託業務の内容

(1) スポットの設置

ア 二次元コードを掲載したポスターやポップ等（以下、「ポスター等」という。）を制作し、観光施設等20カ所以上に設置する。

イ 二次元コードが掲載可能な物であれば掲載媒体はポスター、ポップ、等身大パネル、サイネージ等種類を問わない。企画提案により規格・仕様を決定する。

ただし、イベント告知用のポスター1種は必ず制作すること。ポスターの仕様は以下のとおりとし、電子データ（PDF、JPEG）も納品すること。電子データは広報目的で県が二次利用することを可能とする。

サイズ：B2を想定

色数：フルカラー

紙質：コート紙又はマットコート紙（110kg以上）を想定

制作部数：22部以上（各施設に1部以上、県に2部以上納品する。）ただし、二次元コードを掲載する媒体がポスターの場合は兼ねることを可能とする。

ウ ラリー期間中、ポスター等に破損が生じた場合は、ただちに代替のポスター等を手配すること。

エ スポットを設置する観光施設等は、受託者の提案を受け県と協議の上決定する。施設との調整に係る費用は委託費に含めることとする。

なお、スポットの選定にあたっては、公共交通機関を使用したアクセスの良さやメインターゲットであるVTuberファン層の年代等を考慮すること。

（2）動画の制作

ア 観光施設や周辺のおすすめ情報を紹介する動画20本以上を制作する。

イ 動画はYouTubeショートへの投稿を前提とし、ラリー期間中は限定公開、ラリー期間終了後は全体に公開する。

ウ 動画はちょこたび埼玉YouTubeチャンネルに投稿することとし、投稿は県が行う。

エ 動画は観光大使が観光施設等及び周辺の観光情報を紹介する内容とし、音声収録費用は委託費に含めない。

オ 制作に必要な動画等は原則受託者が手配・編集・納品まで行うこと。観光大使の音声データは観光大使が制作し、受託者に提供する。

カ 音声原稿は受託者が提案し、県及び観光大使と協議の上決定すること。

キ 動画内で大使のイラストを使用する場合、イラストデータは県から提供する。

（3）リーフレットの制作

ア 地域別・カテゴリー別などスポットを組み合わせた周遊コースを2つ以上掲載するレイアウトとすること。カテゴリーの設定方法は受託者の提案を受け県と協議の上決定する。

イ 紙面には観光大使のイラストを使用すること。イラストは県から提供する。

ウ デザイン案は複数提示し、県と協議の上決定する。

エ 制作に必要な観光地の画像等は原則受託者が手配し、経費は委託金額に含まれるものとする。

オ 規格及び仕様は以下のとおり。

サイズ：A3二つ折り（仕上がりサイズ：A4）

色数：フルカラー

紙質：コート紙又はマットコート紙（110kg以上）を想定

校正：3回以上

制作部数：8,000部以上（各施設に300部、残りは県に納品する。）

カ リーフレットの電子データを埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」にも

掲載することとし、掲載用の PDF 及び JPEG データを県に納品すること。

(4) 抽選キャンペーンの実施

ア 複数のスポットを周遊した参加者を対象に、抽選で賞品が当たるキャンペーンを実施する。

イ 抽選参加条件は企画提案により決定する。スポットまたは動画内で、キーワードやクイズを出題する、ポスター等に記載されているキーワードを集めるなどの手段により、参加者が複数スポットを周遊したことを担保できる仕組みを設け、抽選参加のための要件を満たしていることが確認できる仕様とすること。

ウ 応募区分は企画提案により決定する。ただし、2つ以上の区分を設定し、当選者数は20名以上とすること。

エ 商品は県産品または観光大使のオリジナルグッズとする。オリジナルグッズの制作費は委託費に含むこととする。

オ 応募フォームは県の電子申請システムを使用し、入力項目等は県と協議の上決定する。

(5) WEB 広告の実施

ア 事業周知を目的とした WEB 広告を実施する。

イ 使用する手法、期間は企画提案により決定する。

ウ 広報に使用するデータは委託者に納品し、委託者は納品されたデータを広報目的で使用（二次使用）できることとする。

エ 制作に必要となる画像等は受注者が手配し、経費は委託金額に含まれるものとする。観光大使の画像は県から提供する。

(6) 自由提案

上記(1)～(5)まで内容を踏まえ、県内外から埼玉県への来訪意識が高まり、また、埼玉観光の魅力が明瞭かつ簡潔に伝わるような取り組みがあれば、定められた予算の中で提案すること。

(7) 業務完了報告書の提出

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書を埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当宛に PDF データで提出するとともに検査を受けること。合格と認められないときは、県の指定する期日までに補正を行うこと。その場合の費用については、受託者負担とする。

報告書掲載内容は下記のとおりとし、YouTube アナリティクス及び抽選参加者のデータ（個人情報を除く）は県から提供する。

- ・業務全体の実施計画
- ・県が提供する YouTube アナリティクスの分析結果
- ・抽選参加者データの分析結果
- ・事業全体の振り返り及び考察

(8) その他業務

ア 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、事業者側

の提案をもとに県と協議のうえ決定する。

イ 本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。

ウ 本件業務の実施により調達する備品等がある場合は、適切な方法で使用し、適正に管理すること。

エ スケジュール表に基づき進捗状況を適宜県に報告すること。

6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）、肖像権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 県又は観光大使が制作または用意する旨記載のあるものを除き、業務実施に必要な各制作物のデザイン一式を業務内容として担うこと。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案内容についても、適切に履行すること。